



☆粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則（平成24年4月1日施行）一部改正される。

（「屋外で金属をアーク溶接する作業」「屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業」の規制が追加されます。）

1 屋外で金属をアーク溶接する作業について

粉じん障害防止規則別表第1に第20号の2「**金属をアーク溶接する作業**」が、じん肺法施行規則別表第20号の2も同様に「**金属をアーク溶接する作業**」が追加され、従来の粉じん障害防止規則別表第1に第20号じん肺法施行規則別表第20号から「アーク溶接し、」が削除され、アーク溶接作業につきましては屋内だけでなく、「**屋外で金属をアーク溶接する作業**」も粉じん障害防止規則及びじん肺法の規制を受けるようになりました。「**屋外で金属をアーク溶接する作業**」を行うに際し、必要な措置は次のとおりです。

＜休憩設備の設置（粉じん障害防止規則第23条）＞

「**屋外で金属をアーク溶接する作業**」に労働者を従事させる場合は、作業を行う場所以外の場所に**休憩設備を設ける**ことが必要となりました。

なお、この休憩設備には粉じんを除去することのできる衣服用ブラシや靴をぬぐうマット等を備える必要があります。

＜呼吸用保護具の使用（粉じん障害防止規則第27条）＞

「**屋外で金属をアーク溶接する作業**」に労働者を従事させる場合は**有効な呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させる**ことが必要となりました。

＜じん肺健康診断の実施（じん肺法第7条、8条）＞

常時、「**屋外で金属をアーク溶接する作業**」に労働者を従事させる場合には**3年以内ごとに1回「じん肺健康診断」を実施**することが必要となりました。

なお、新たに、従事することになった労働者には「**就業時じん肺健康診断**」も実施することが必要となりました。

＜じん肺健康管理状況報告（じん肺法施行規則第37条）。

常時、「**屋外で金属をアーク溶接する作業**」に労働者を従事させる場合には、毎年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況（「**じん肺健康管理実施状況報告**」）を、翌年2月末日までに労働基準監督署長に報告することが必要となりました。

2 屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

粉じん別表第3第4号において、「屋内又は坑内において」が削除され、「**岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業**」につきましては「屋内又は坑内」だけでなく「屋外」も別表3の作業に追加されました。

その結果、「**屋外で岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業**」については、**従来から適用を受けていた粉じん障害防止規則及びじん肺法に加え、次の措置が必要**となりました。

＜呼吸用保護具の使用（粉じん障害防止規則第27条）＞

「**屋外で岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業**」に労働者を従事させる場合は**有効な呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させる**ことが必要となりました。

☆除染電離則（平成24年1月1日施行）制定される

「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る**電離放射線障害防止規則**（以下「**除染電離則**」と記載します）」が平成24年1月1日から施行されました。

1 適用

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「**放射性物質汚染対処特措法**」と記載します。）の第25条第1項に規定する「**除染特別地域**」又は同法第32条第1項に規定する「**汚染状況調査重点調査地域**」が対象地域となります。

なお、除染電離則では「**除染特別地域**」と「**汚染状況調査重点地域**」を併せて「**除染特別地域等**」とっております。

「**放射性物質汚染対処特措法**」では「**除染特別地域**」は福島県内において11市町村が「**汚染状況重点調査地域**」は岩手県の3市町、宮城県の8市町、福島県の40市町村、茨城県の20市町村、栃木県の8市町、群馬県の20市町村、埼玉県の2市、千葉県の9市が指定されております。

具体的には環境省HPの次のサイトから確認できます。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14598>

除染電離則は

ア 「**除染特別地域等**」において汚染された土壤、草木、工作物等について講じる当該汚染に係る土壤、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置の業務（以下「**土壤等の除染等の業務**」と記載します）に労働者に従事させる場合

イ 「**除染特別地域等**」内における除去土壤又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の収集、運搬又は保管の業務（以下「**廃棄物収集等業務**」という）に労働者に従事させる場合に適用されます。「**除染電離則**」では「**土壤等の除染等の業務**」と「**廃棄物収集等業務**」を併せて「**除染等業務**」とっております。

神奈川県内には適用地域はありませんが、「**除染特別地域等**」に出張して「**除染等業務**」を行う場合や、「**除染特別地域等**」以外であっても「**廃棄物収集等業務**」を行わせる場合には「**除染電離則**」が適用されます。

2 線量の限度及び測定

＜除染等業務従事者の被ばく限度（除染電離則第3条、第4条）＞

除染等業務に従事させる労働者の実効線量を次の値を超えないようにする必要があります。

男性・妊娠する可能性がないと診断された女性	5年で100mSvかつ1年で50 mSv
女性（妊娠する可能性がないと診断された場合を除く）	3か月で5 mSv
妊娠中の女性	妊娠期間中1 mSv

＜線量の測定方法（除染電離則第5条）＞

除染等業務に従事させる労働者の被ばく線量は「**電子線量計（APD, PD）**」「**ガラスバッジ・ルクセルバッジ**」を着用して測定する必要があります。

着用場所は男性・妊娠する可能性がないと診断された女性は胸部に、その他の女性は腹部に着用させます。なお、**空間平均線量率が2.5μSv/hを超えている場合には各労働者個々に線量計を着用させる必要がありますが、空間平均線量率が2.5μSv/h以下の場合には男女別に選定した代表者等に線量計を着用させて測定する方法などでも可**となっております。

また、**高濃度汚染土壤等（50万Bq/kgを超えるもの）**を取り扱う作業であって**粉じん濃度が100mg/m³を超える場所**で行われる作業に従事する労働者については3か月以内ごとに1回内部被ばくの測定が必要となります。

また、**1ヵ月に受ける実効線量が1.7mSvを超える女性及び妊娠中の女性**は**1ヵ月以内ごとに1回内部被ばく**の測定が必要となります。

＜線量の測定結果の確認、記録等（除染電離則第6条、27条）＞

測定した線量については次の期間ごとに記録し、30年間保存する必要があります。

また、記録された線量については除染等業務従事者本人に知らせるとともに、本人が離職する際には、線量の記録の写しを交付する必要があります。

独立行政法人 労働者健康福祉機構
神奈川県産業保健推進センター
 〒221-0835
 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
 電話：045-410-1160 FAX：045-410-1161
 URL：http://www.sanpo-kanagawa.jp
 E-mail：sanpo14@kba.biglobe.ne.jp

ご利用いただける日時

● 休日を除く毎日/午前9時～午後5時30分

休 日

● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。

男性・妊娠する可能性がないと診断された女性	3か月ごと、1年ごと、5年ごとの合計（5年間において1年間につき20mSvを超えたことのない場合は3か月ごと、1年ごとの合計）
女性（妊娠する可能性がないと診断された場合を除く）	1か月ごと、3か月ごと、1年ごとの合計（1ヵ月において1.7mSvを超えるおそれのない場合は3か月ごと、1年ごとの合計）
妊娠中の女性	内部被ばくによる実効線量と、腹部表面における等価線量の1ヵ月ごとと妊娠中の合計

3 除染等業務の実施に係る措置

<事前調査と作業計画（除染電離則第7条、第8条）>

除染等業務を行う場合には、

- 除染作業等の場所の状況
- 除染等作業の場所の平均空間線量
- 除染等作業の対象となる汚染土壌又は除去土壌もしくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の値

について事前に調査し、

- 除染等作業の場所及び除染等作業の方法
- 除染等業務従事者の被ばく線量の測定方法
- 除染等業務従事者の被ばくを低減するための措置
- 除染等作業に使用する機械、器具その他の設備の種類及び能力
- 労働災害が発生した場合の応急の措置

が示されている作業計画を作成する必要があります。

<作業指揮者（除染電離則第9条）>

除染等業務を行う場合には除染等作業の**指揮者**を定め、作業計画に基づいた指揮と

- 汚染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定する
- 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除く
- 放射線測定機器及び保護具の使用状況を監視する
- 除染等作業を行う場所には、関係者以外の者を立ち入らせない

ことを行わせる必要があります。

<作業の届出（除染電離則第10条）>

平均空間線量が2.5μSv/hを超えている場所で除染等業務を行うときは、事業場所轄の労働基準監督署長に作業の届出を行う必要があります。

<診察等（除染電離則第11条）>

- 被ばく限度を超えて被ばくした者
- 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者
- 洗身などにより汚染を40Bq/cm²以下にすることができない者
- 傷創部が汚染された者

については速やかに医師の診察又は処置を受けさせる必要があります。

4 汚染の防止

<粉じんの発散を抑制するための措置（除染電離則第12条）>

除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌もしくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講じる必要があります。

<廃棄物収集等業務を行う際の容器の使用等（除染電離則第13条）>

- 収集・保管の業務**には除去土壌等又は汚染廃棄物が飛散しない容器
- 運搬の業務**には飛散流出するおそれがなく、容器表面から1メートルの距離で0.1mSV/hを超えない容器を用いる必要があります。

<退出者・持ち出し物品の汚染検査（除染電離則第14条、第15条）>

除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場を設け、身体・装具・持ち出し物品の汚染の状態を検査する必要があります。

そして、身体が汚染されているときはその汚染が40Bq以下/cm²になるように洗身させ、装具が汚染されている場合は装具を脱がせ、又は取り外させる必要があります。

また、作業場から持ち出そうとする物品については40Bq以下/cm²を超えている場合には持ち出すことができません。

<保護具（除染電離則第16条、第17条）>

汚染等業務従事者には土壌等と粉じんの状況に応じて次の保護具を使用させる必要があります。なお、使用した保護具については洗淨等を行い40bq/cm²以下になるまで汚染を除去しなければ、除染等業務従事者に使用させることはできません。

	高濃度汚染土壌 (50万Bq/kgを超える)	高濃度汚染土壌以外 (50万Bq/kgを超える)
高濃度粉じん作業 (10mg/m ³ を超える)	長袖の衣類の上に全身化学防護服（タイベックなど）、ゴム手袋（綿手袋と二重）、ゴム長靴、補習効率95%以上の防じんマスク	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴、補習効率80%以上の防じんマスク
上記以外	長袖の衣類、ゴム手袋（綿手袋と二重）、ゴム長靴、補習効率80%以上の防じんマスク	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴、補習効率80%以上の防じんマスク

<喫煙・飲食の禁止（除染電離則第18条）>

事故由来性放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場では喫煙、飲食を禁止する必要があります。

5 特別教育（除染電離則第19条）

除染等業務に労働者をつかせる時は

- 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- 除染等作業の方法に関する知識
- 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
- 関係法令
- 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い

を内容とする特別教育を行う必要があります。

なお、特別教育は中央労働災害防止協会が実施しているほか、厚生労働省HPの次のサイトに特別教育用テキストが掲載されておりますのでご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-4.html>

6 除染等電離放射線健康診断

<健康診断の実施（除染電離則第20条）>

除染等業務に常時従事する労働者に対しては雇い入れ又は配置替えの際及び6か月以内ごとに1回

- 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線の被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- 白血球数及び白血球百分率の検査
- 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 白内障に関する眼の検査
- 皮膚の検査

の項目について除染等電離放射線健康診断を実施する必要があります。

なお、「**有所見者の医師からの意見聴取**」「**健康診断の結果の通知**」「**健康診断後の事後措置**」（**除染電離則第22条、第23条、第25条**）についても他の健康診断と同様に必要になります。

<健康診断果の記録・保存（除染電離則第21条）>

除染等電離放射線健康診断を実施した場合は除染等電離放射線健康診断個人票を作成し30年間保存する必要があります。

<健康診断結果報告（除染電離則第23条）>

定期の除染等電離放射線健康診断を実施した場合は遅滞なく、除染等電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出する必要があります。